附則第三条の二の二第一項中「及び第七項から第九項まで」を「、第六項及び第七項」に改める。

附則第三条の二の十七第一項中「当該家屋の取得に係る法第七十三条の十八第一項の規定による申告又は報告の際」を「道府県知事」に改める。

附則第三条の二の十九を削る。

附則第三条の二の二十の見出し中「附則第七条第二十三項」を「附則第七条第二十二項」に改め、同条第一項中「附則第七条第二十三項」を「附則第七条第二十二項」に、「当該低未利用土地の取得に係る法第七十三条の十八第一項の規定による申告又は報告の際」を「道府県知事」に改め、同条第二項中「附則第七条第二十三項第一号」を「附則第七条第二十二項第一号」に改め、同条を附則第三条の二の十九とする。

附則第三条の二の二十一の見出し中「附則第十一条第十六項」を「附則第十一条第十五項」に改め、同条中「附則第十一条第十六項」を「附則第十一条第十五項」に、「第八条第一項第七号」を「第十八条第一項第六号」に改め、同条を附則第三条の二の二十とし、同条の次に次の一条を加える。

（政令附則第七条第二十四項第二号の施設）

第三条の二の二十一　政令附則第七条第二十四項第二号に規定する総務省令で定めるものは、宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設とする。

附則第四条第一項第一号中「附則第十条第十九項」を「附則第十条第十七項」に改め、同条第三項中「第六十四項及び第六十五項」を「第六十三項及び第六十四項」に改め、同条第四項各号中「農用地利用集積計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同条第六項中「第四十条の六第六十七項第二号」を「第四十条の六第六十六項第二号」に改め、同条第十項及び第十一項中「附則第十条第十六項」を「附則第十条第十四項」に改め、同条第十二項中「附則第十条第十八項」を「附則第十条第十六項」に改め、同条第十四項中「附則第十条第二十項」を「附則第十条第十八項」に改め、同条第十五項中「附則第十条第二十三項」を「附則第十条第二十一項」に改める。

附則第六条第十項及び第十一項を削り、同条第九項の表第二号中「搬出能力」を「貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有し、かつ、搬出能力」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、同条第五項に次の一号を加える。

六　次に掲げるもののいずれかを有するものであること。

イ　無人搬送車（自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両であつて、日本産業規格（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。）D六八〇一に規定された搬送、移載及び自動走行方式に適合するものをいう。）

ロ　自動化保管装置（貨物保管場所管理システムと連動して貨物の出し入れを自動的に行う装置であつて、地震の影響を軽減する機能を有するものをいう。）

ハ　高度荷さばき装置（労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第三十一号に規定する産業用ロボットであつて貨物の荷さばきを行うもの又は作業員が行う荷さばきを補助する装置であつて貨物の保管場所及び品名、数量等の情報を表示し、若しくは音声により通知するものをいう。）

ニ　自動検品システム（スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）又は無線設備により読み取つた貨物の品名、数量等の情報と当該貨物の入出庫に係る荷主からの指図の内容又は帳簿上の在庫の情報とを照合するシステムをいう。）

附則第六条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　政令附則第十一条第二項第一号ホ⑵に規定する装置で総務省令で定めるものは、貯蔵槽ごとに搬入する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有し、荷揚げ能力が毎時三百トン以上である装置とする。

5　政令附則第十一条第二項第一号ホ⑶に規定する装置で総務省令で定めるものは、貯蔵槽ごとに搬出する貨物の種類及び重量を自動的に指定する機能を有する装置とする。

附則第六条第十二項を削り、同条第十三項中「除く。）」の下に「で、排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）附則別表の中欄に掲げる業種、排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）附則別表の中欄に掲げる業種その他の区分又は排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第三十三号）附則別表の中欄に掲げる業種に属する事業者が取得したもの」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第十六項」を「第十五項」に改め、「除く。）」の下に「（ボイラー、温水発生器、蓄熱式熱交換器、選別装置、梱包装置、乾燥装置、発酵槽又は反応槽（熱回収又は再生利用の用に供するものに限る。）を有するものに限る。）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「及び同法第九条の八第一項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）に係るもの」を削り、同項を同条第十四項とし、同条中第十六項を第十五項とし、第十七項から第二十二項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十三項中「附則第十一条第七項」を「附則第十一条第六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第八項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項を次のように改める。

25　政令附則第十一条第九項に規定する総務省令で定める車両は、既に事業の用に供されていた車両（日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第二十二条の規定により承継した車両のうち、エンジンその他の主要な部分品の修繕又は取替えを伴う大規模な修理又は改造が行われたことがあるものに限る。以下この項において「既存更新車両」という。）を当該事業の用に供しなくなつたことに伴い、当該既存更新車両に代えて当該事業の用に供される車両であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一　当該車両の最高速度が既存更新車両の最高速度を超えること。

二　当該車両の最高出力が既存更新車両の最高出力を超えること。

附則第六条第二十五項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「附則第十一条第十一項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条中第二十九項を第二十八項とし、同条第三十項を第二十九項とし、同条第三十一項を第三十項とし、同条第三十二項を第三十一項とし、同条第三十三項を第三十二項とし、第三十四項を第三十三項とし、同条第三十五項中「附則第十一条第十六項」を「附則第十一条第十五項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項第一号中「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」の下に「（平成元年法律第六十一号）」を加え、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項及び第三十八項を削り、同条第三十九項中「附則第十一条第十九項第二号」を「附則第十一条第十七項第二号」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第四十項中「附則第十一条第十九項第三号」を「附則第十一条第十七項第三号」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十一項中「附則第十一条第二十項」を「附則第十一条第十八項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十四項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項第一号中「含む。）」の下に「のうち租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者若しくは同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（第三号において「中小事業者等」という。）又は同項第九号に規定する農業協同組合等が新設したもの」を加え、同項第三号中「租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者等」を「中小事業者等」に改め、同項を同条第四十一項